

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

|        |                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事故の概要  | 令和3年3月15日、午前8時35分頃、君津市消防本部の駐車場で発生した車両損傷事故。<br>本市所有の普通乗用車が、駐車しようとしたところ、駐車中であった相手方使用の普通乗用車の左側前方に接触し、損害を与えたもの。 |
| 和解の相手方 | 個人（市原市在住）                                                                                                   |
| 和解の条件  | 君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、137,416円を支払う。<br>君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。                                      |
| 専決年月日  | 令和3年5月10日                                                                                                   |

令和3年6月1日提出

君津市長 石井宏子